YDM マルシェ出店に関する規約

株式会社ポピー(以下「甲」という)と、YDM マルシェ出店希望者(以下「乙」という)との間で,甲が企画及び運営を行う横浜ディスプレイミュージアム展示会(以下「本展示会」という)における,ハンドメイド商品販売ブースを提供するにあたり(以下、提供サービスを「本サービス」という)、本サービスの利用の諸条件を定めるものに関して次のとおり同意の上で、本サービスへの申込及びご利用をしていただきます。

第1条(目的)

1. 甲は、乙に対し、本展示会において、ハンドメイド商品販売ブースを提供し、乙は、指定された商品販売ブースにおいて、自ら制作したオリジナル作品の展示及び販売をすることができる。

第2条(展示ブース場所・注意事項及び周知)

1. 甲は、乙に対して、以下、指定箇所を販売ブースとして提供する。

YDMマルシェ2025 ブース図面



- ・お手洗いは2階のお客様用トイレをご使用ください
- ・お昼休憩スペースは本社三階にご用意いたします

こちらの売場にて マルシェテーブルを設置いたします

2. 出店ブースの配置は、甲の裁量により決定するものとし、乙は、指定された場所に出店するものとします。乙の希望による配置の変更はできないものとします。

- 3. 乙は、指定された出店ブース内に、イス、その他の備品を持ち込むことができるものとします。ただし、持ち込み 備品は自身の出店ブースのスペースに収まるものに限ります。
- 4. 乙の都合により出店を取りやめる場合は、本展示会開催日から 30 日前までに本サービス問い合わせページからメールにて報告するものとする。尚、出店取りやめ可能期間を過ぎてのキャンセルは不可といたします。
- 5. 前項の報告がなく出店を取りやめた場合、乙は、今後株式会社ポピーが主催する各イベントへの出店又は参加を認めないものとする。尚、乙は、合意書又はイベントガイド、規約等に違反し、又は、故意若しくは過失により、 甲、他の乙、来場者その他の第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとする。

第3条(作品)

- 1. 乙は、本展示会において、来場者に対し、自らが制作したオリジナルのハンドメイド作品を販売することができます。
- 2. 乙は、本展示会において、以下の作品又は商品、什器の持込、展示及び販売が禁止されることに同意します。
 - 1. 既成品その他乙以外の第三者により制作された作品
 - 2. 第三者の著作権、商標権、意匠権、肖像権、所有権その他の権利を侵害する作品
 - 3. ビーズ・生地・毛糸・アクセサリーパーツ等の素材、素材を組み合わせたキット、又はハンドメイドに 用いる道具
 - 4. 生き物、乙によるアレンジが加えられていない植物、又は植物の苗
 - 5. 包丁、ナイフ等の刃物、モデルガン、エアーガン等の武器とみなされるもの、火器、花火、火薬、可燃ガス、白熱電球、その他の危険物、盗撮用小型カメラなど犯罪に使用されるおそれのあるもの
 - 6. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」といいます)に よる規制を受ける医療品、医療機器、医薬部外品又は化粧品
 - 7. 性的描画・描写のあるもの、及び、裸姿、下着姿の描画・描写のあるもののうち、社会通念を基準としてわいせつ物と判断されるもの
 - 8. 過度に暴力的、差別的、政治的、又は宗教的な表現を含み、社会通念に照らし普通人に不快を与えると判断されるもの
 - 9. 上記のほか、適用法令に違反するもの、来場者及び購入者の身体に危険を及ぼすおそれのあるもの、及び甲が不適切又は不適当であると判断したもの
- 3. 乙が展示又は販売する作品が、前項に違反すると甲が判断した場合、甲は当該作品の展示若しくは販売の中止、又は出店ブースの撤去を乙に求め、又は実行することができます。

第4条(乙情報に関する管理)

- 1. 甲は、乙が登録した乙情報について、甲運営 WEB サイト及び本展示会のパンフレット等に必要に応じ編集の上、 掲載することができるものとし、乙は、甲による乙情報の利用に同意します。
- 2. 乙は、出店決定後に、「横浜ディスプレイミュージアム展示会」募集要項に基づく本サービスへの申込時に申込フ ォームに記載した情報に変更があった場合には、本サービス問い合わせページから、遅滞なく当該変更事項を反映 するものとします。

第5条(甲の責任)

- 1. 甲は、乙に対し、指定したブースをオリジナル作品の販売用に提供するものとし、 乙において行われるいかなる取引、ないし乙間、又は乙と来場者その他第三者との間で発生するいかなる事故、苦情その他のトラブルに関して一切の責任を負わないものとします。
- 2. 甲は、本サービスの提供の他、乙による本展示会での作品の販売ないし売上に関して、何らの保証をするものではないことに、乙は同意します。

第6条(乙の責任)

- 1. 乙は、本展示会にて、自らの事業者としての責任、判断において、来場者に対する接客、作品の販売を含む全ての対応を行うものとします。その他、現金取引以外の決済(キャッシュレス決済を含む)機能の準備においては乙自ら行うものとします。
- 2. 乙は、本展示会における来場者との取引後、自己の責任において、販売商品の修理の交換等のアフターサポートを 行うものとし、これに必要となる連絡先及びサポート内容の提示などを行うものとします。
- 3. 前項を妨げず、来場者から甲宛に、アフターサポート又は苦情等の連絡が来た場合、甲は、乙に対して、その旨を連絡できるものとします。かかる場合、乙は、自己の責任と費用負担において対応し、甲に迷惑をかけないものとします。
- 4. 乙は、自己の責任において、乙と来場者の間で発生する金銭の授受及びいかなる事故、苦情その他のトラブルへの対応及び解決を行うものとします。
- 6. 乙は、本展示会の会場内では、自己の責任において、作品、売上金及び貴重品等の管理を行うものとします。
- 7. 乙は、盗難、事故その他のトラブルを認識した場合、速やかに甲に通知するものとします。
- 8. 第三者の権利を侵害する作品、その他第3条2項各号に該当する作品が展示又は販売された場合、あるいは、乙が 「横浜ディスプレイミュージアム展示会」募集要項4. (出店申込)4項に該当することが判明した場合、甲は当該 作品の展示若しくは販売の中止、又は出店ブースの撤去を乙に求め、又は実行することができます。

- 9. 甲は、本展示会当日、両替の対応は行いません。乙は、自己の責任と判断において、必要な釣銭を準備するものとします。
- 10. 乙は、自己の責任において、自己の出店に関するゴミの管理、回収、持帰り及び自宅での廃棄を行うものとします。乙が、来場者向けのゴミ箱にゴミを廃棄した場合、甲は、その判断より、乙に対して、ごみ処理費用を請求できるものとします。

第7条 (搬入・搬出に関する注意事項)

- 1. 乙は、作品及び備品の搬入及び搬出にあたり、周囲の安全に十分配慮して行うものとします。
- 2. 乙は、甲の事前の指定がある場合に限り、甲の車両搬入口を使用することができるものとします。ただし、乙は、 車両搬入口が、荷積み又は荷下ろしのための一時停車用スペースであることを理解し、作品及び備品の搬入・搬出 のための一時的使用に限るものとします。又、搬入開始時刻は9:00~10:00とする。
- 3. 前項に関わらず、荷積み又は荷下ろしの完了後、乙が車両搬入口に車両を駐車した場合、甲は、乙に対し、車両の即時撤去及び罰則金の支払いを求めることができ、乙はこれに従うものとします。
- 4. 作品及び備品の搬入又は搬出にあたり、会場設備又は備品に損傷が生じ、又は破壊された場合、修理費用を請求される場合があることに、乙は同意するものとします。作品及び備品の搬入又は搬出にあたり、乙、他の乙その他の第三者に怪我、事故等が発生した場合、乙は一切の責任を負うものとします。
- 5. 乙は、甲の指定する搬出完了予定時刻 17:30~18:00 までに作品、持込み備品又は携行品が会場に残されている場合、廃棄される場合があることに同意するものとします。

第8条(当日の遵守事項)

- 1. 乙は、本サービスを利用して、ブースを出店するにあたり、以下の各号を遵守するものとします。
 - 1. 会場の都合又は安全上の理由により、甲が、出店ブースの変更又は出店ブース内のレイアウト変更を要請した場合、乙はこれに従うこと。
 - 2. 甲の指定する時間までに出店ブースの設営及び撤収作業を自己の責任において行い、本展示会終了後に出店ブースに貸し出し備品以外の物品(作品、持込備品、携行品等)を残さないこと。
 - 3. 合意書、イベントガイド等その他本展示会会場の利用方法に関する甲からの指示に従うこと。
 - 4. 出店ブースの設営、運営及び撤収にあたり、自己の出店ブース内の他、隣接ブースや通路の来場者その他の安全に十分配慮して作業を行うこと(ピン、画鋲や釘を使う場合、自身の出店ブースのみならず通路や隣接ブースの床にも落とさないよう注意すること)。
 - 5. 車両による搬入・搬出を行う場合、作品及び備品の搬入・搬出のための荷積み又は荷下ろしの終了後、車両搬入口からすみやかに移動すること。

- 6. 甲より貸し出した備品を使用するにあたり、甲の指定するルールに従うこと。
 - テーブル什器: W120 cm D50 cmのみの貸し出しとなります。
- 7. 出店ブースの設置は、持込による什器その他の備品の設置、作品の展示・販売、接客及び集客等は、甲が指定したブース内で行うこと。
- 8. ブース内での音源の使用は禁止とすること。又、休憩は乙自らの判断で取り、ブースから離れる場合は休憩中だということがわかるように POP を立てることとする。
- 2. 前項に関わらず、甲が、乙による前項各号に違反する行為を確認した場合、甲は、当該乙による出店ブースの撤去及び退場を要請できるものし、乙は甲の要請に従うものとします。

第9条(当日の禁止事項)

- 1. 本展示会では、以下の行為が禁止されます。乙は、以下の各号が禁止されることに同意の上、本サービスに申込を行うものとします。
 - 1. 強引な勧誘その他の来場者に対する迷惑行為
 - 2. 誹謗中傷その他の他の乙に対する迷惑行為又は営業妨害
 - 3. 甲への問い合わせやご意見・ご要望の際に、甲スタッフに対して、長時間の拘束や同じ内容を繰り返すクレーム、名誉毀損・侮辱・暴言にあたる行為、金品もしくはそれに相当する物品・サービスの要求や土下座の強要等の著しく不当な要求、大声で怒鳴る等の行為、暴行・傷害行為など、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により甲スタッフの就業環境が害されるもの
 - 4. 出店ブースの設置は持込による什器その他の備品の設置、作品の展示・販売、接客及び集客等を自身の出店ブースから、通路又は隣接ブースにはみ出して行うこと
 - 5. 火を使い、又は発生させるおそれのある行為
 - 6. 飲酒・喫煙
 - 7. 危険物の持込みその他第5条2項で禁止される物品の持込、展示及び販売
 - 8. 会場内での車両の利用
 - 9. 他の乙の作品及び肖像、及び来場者の肖像を無断で撮影すること、並びに撮影物を複製又はインターネットに無断でアップロードするなどの利用をすること
 - 10. 作品及び備品の搬入・搬出のための荷積み又は荷下ろしの完了後、その他必要がないにもかかわらず、車両搬入口に車両の駐車をする行為

- 11. 他の乙や来場者の迷惑となるような展示その他の行為
- 12. 本展示会当日、運営の妨げ・迷惑になる行為
- 2. 前項に関わらず、甲が、乙による前項各号に該当する行為を確認した場合、甲は、当該乙による出店申込の取り消しやブースの撤去及び退場を要請できるものし、乙は甲の要請に従うものとします。また、甲は、甲が運営する全てのイベントにおいて当該乙の出店を拒否することができるものとします。

第 10 条(本展示会のプロモーションへの協力)

- 1. 乙は、①甲又は甲の指定する者が、本展示会及び甲が企画、運営する他のイベントの告知、広報、宣伝及び運営を目的として、本展示会で出品された作品、乙の肖像を含む開催風景を写真又は映像で撮影すること (撮影された写真及び映像を以下「プロモーション素材」といいます)、②甲又は甲が指定する第三者が、プロモーション素材及び乙専用ページに登録された乙の出店タイトルやクリエイター名、出店作品の写真や情報等を、本 WEB サイトを含む WEB サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、カタログ、DM、パンフレット等の印刷物に利用すること(以下「本利用」といいます)を許諾します。なお、本利用は、期間及び場所を限定されず、かつ乙に対する対価の支払いを要しないことに、乙は同意します。
- 2. 乙は、前項に定めるプロモーション素材の撮影及び本利用に関し、甲又は甲の指定する第三者に対し、著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利を行使せず、かつ共同乙をして行使させないものとします。万が一、共同乙がかかる権利を行使した場合、甲は一切関与しないものとし、乙は、自己の責任において解決するものとします。

第11条(不可抗力)

1. 天災地変、火災、地震、豪雨、洪水、悪天候、戦争、クーデター、暴動、内乱、交通機関の停止又は遅延、事故、ストライキその他の労働争議、テロの恐れ、その他これらに準ずる不可抗力による事由により、本展示会の開催が不可能又は困難となったと甲が判断した場合、甲は、本展示会の中止又は時間変更をすることができるものとします。なお、本展示会の中止又は時間変更がされる場合、甲は、乙に対し、出店に関して間接的にかかる費用及び損失について、債務不履行責任(損害賠償責任を含む)その他一切の責任を負わないものとします。

第12条(守秘義務)

1. 乙は、本展示会への参加又は本サービスの利用に関して知り得た甲の業務上の一切の秘密情報を、本展示会への参加目的以外に利用し又は第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

第13条(個人情報の取扱い)

- 1. 甲は、乙から提供された個人情報を、甲が別途定めるプライバシーポリシーで定められた目的の範囲内で使用できるものとします。また、乙は、上記に従って、甲が乙から提供された個人情報を使用することに同意します。
- 2. 甲は、乙が来場者との間で行う個人情報の授受、及び個人情報の利用に関して発生したトラブル、損害、不利益等について一切の責任を負いません。乙は、来場者の個人情報の提供を受けた場合、個人情報保護法に従って取り扱うものとします。

第 14 条 (一般的禁止事項)

- 1. 乙は、本サービスの利用に関連して、以下の各号に定める行為又はそのおそれのある行為を行わないものとします。
 - 1. 法令、合意書、イベントガイド等に違反する行為
 - 2. 公序良俗に反する行為
 - 3. 出店ブースの全部又は一部を有償又は無償で第三者に譲渡又は貸与する行為
 - 4. 甲による本展示会の運営を妨げる行為
 - 5. 詐欺その他の犯罪に結びつく行為
 - 6. 虚偽又は欺罔的な情報の提供
 - 7. 上記のほか、甲が不適切又は不適当であると判断する行為
- 2. 甲は、乙が前項に違反すると判断した場合には、当該乙との出店契約を解除し、又は当該乙による出店ブースの撤去及び退場を要請できるものし、乙は甲の要請に従うものとします。

第15条(損害賠償及び紛争)

- 1. 乙は、合意書又はイベントガイド等に違反し、又は、故意若しくは過失により、甲、他の乙、来場者その他の第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。
- 2. 乙は、他の乙、来場者その他の第三者との間に、トラブル、紛争等が生じた場合には、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。甲は、乙に関するトラブル、紛争等に関与、解決する等の義務を負わず、乙は、甲に対して、トラブル、紛争等への関与、解決等を要求できないものとします。但し、甲は、本展示会の円滑な運営のために必要又は有益と判断した場合には、乙に関するトラブル、紛争等に関与できるものとし、乙は、甲が要請したときは、これに協力するものとします。

第16条(知的財産権等)

1. 甲運営 WEB サイト上の写真、動画、文字その他の情報に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の一切の知的財産権(それらの権利を取得する又はそれらの権利につき出願、登録等を行う権利を含み、以下「知的財産権」といいます)は、甲に帰属するものとします。

第17条(本サービス及び合意書の変更)

- 1. 甲は、乙に対して、甲が適当と判断する方法によって通知した上で、いつでも本サービス、合意書及びイベントガイド等の内容を変更、追加、削除、廃止等(以下、あわせて「変更等」といいます)できます。
- 2. 乙は、本サービス、合意書及びイベントガイド等の変更等について、自己の責任で確認するものとします。乙は、 本サービス、合意書又はイベントガイド等の変更等の以降に本サービスを利用した場合は、本サービス、合意書又 はイベントガイド等の当該変更等について確認及び同意したとみなされます。

第 18 条(準拠法及び管轄)

- 1. 合意書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2. 合意書、又は本サービスに起因又は関連して甲と乙との間で生じた紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。